

51. 8. 15

No. 723

編集と発行
大分市市民部広聴広報課
(☎34-6111)

市報

おけい



アサガオに秋を感じた

7月29日から8月2日まで、大手公園でアサガオ展が開かれました。愛好家のみなさんが丹精こめて育てた約4百点の鉢植えアサガオが、花の大きさや調和美などを競い、道行く人々の

目を楽しませていました。

昨日中の残暑はまだ厳しい今日このごろですが、朝早くアサガオのあざやかな色をながめていると、なんとなく秋へ向かう気配が感じられてくるのがふしきです。

朝顔にしばし憩へり 吾心

(写真は大手公園のアサガオ展)

晴子

国民年金

もうう額がふえます

国民年金のうち、拠出制年金というものがあります。これは、保険料を納めて受ける年金であり、次のような種類があります。

本年9月から、表に書いてありますように、年金としてもう額がふえます。

拠出制年金 (保険料を納めて受け取る年金) (51年3月1日以降)

(51年9月から)

年金の種類	うけられる条件	うけられる額
老齢年金	保険料をおさめた期間と保険料免除期間をあわせた期間が25年以上ある人が65歳になったとき (昭和5年4月1日以前生まれの人は、その年齢に応じて24年～10年に短縮される)	定額年金 $\{ (1,300\text{円} \times \text{保険料納付月数}) + 1,300\text{円} \times \text{保険料免除月数} \times \frac{1}{2} \}$ 加算年金 $200\text{円} \times \text{保険料納付月数}$

通算老齢年金	保険料をおさめた期間と保険料免除期間をあわせた期間が1年以上あって、他の公的年金の期間をあわせて25年以上ある人が65歳になったとき。（短縮規定を適用）	老齢年金と同じ (明治44年4月1日以前生まれ) (1,950円×納付月数)
--------	--	--

障害年金	下記に該当した人が病気やケガで一定の障害がのこった場合に支給される。	 1級 495,000円 2級 396,000円
	①保険料をひき続いて1年以上（免除期間のあるときは3年以上）納めている人 ②保険料を5年以上納め滞納期間が3年以下である人	

母子年金 (準母子年金)	障害年金の項①又は②に該当する妻が夫を失い18歳未満の子（20歳未満の心身障害児）と生計をいっしょにしているとき。 (準母子も同じ)	子1人 396,000円 子2人 420,000円 子3人 424,800円
-----------------	---	--

障害年金の項①又は②に該当する父や母が死亡し、18歳未満の子(20歳未満の心身障害児)がのこされたとき。	母子年金と同じ
--	---------

寡婦年金	老齢年金の受給資格のある夫が年金をうけないで死亡したとき、10年以上婚姻関係のあった妻に支給される。	老齢年金（定額）の半額
------	--	-------------

死亡一時金	3年以上保険料を納めた人が、年金をうけないで死亡したとき、その遺族に支給される。	3年以上20年末満定額分 23,000円 加算分 8,500円
-------	--	------------------------------------

国民健康

所得額が少い人	に、税額が安くなら	特別減額
基準所得額		
19万円以下		
加入者2人の場合 合計33万円以下 ごとに14.1万円を 算出した額以下		
平等	均等	平等

には、次のように
ります。
減額率
は6割引
割引額
は4割引
て納める
今年の国民
しますと、こ

年 税額	-	納 入 済	=	残 を 4 回 に わ け て 納 め る
		1期 2期	4月末まで 6月末まで	3期 4期 5期 6期
				8月末まで 10月末まで 12月末まで 2月末まで
				期 分 → 2期 分 → 仮 算 定 分 と し て 昨 年 の 税 额 の 6 分 の 1 ず つ を 納 め て も ら つ て い ま す。
そ こ で そ の 建 りを 4回 に 分 け て 納 め て も ら う こ と に な り ま す				
つ ま り、 新 税 率 に よ る 値 上 が り 分 を こ れ か ら の				

納税相談日		
地区	相談期間	場所
坂ノ市	8月23日～8月24日	
大在	8月23日～8月24日	
鶴崎	8月23日～8月25日	
大南	8月25日～8月27日	
植田	8月25日～8月27日	
本庁	8月19日～8月31日	国民健康保険課 各支所

高額療養費について

医療費が多くかかつて、本人の負担分が3万円を超える場合があります。この場合高額療養費といつて3万円以上支払った分を、市から戻すようなかつこうで、本人の申請により支給しています。

今回国は法律の改正により、8月1日から、この限度額が3万9千円に引上げられました。例えば、4万5千円支払った場合、3万9千円を超える分、つまり6千円が戻つて来ます。

保険税が決まる

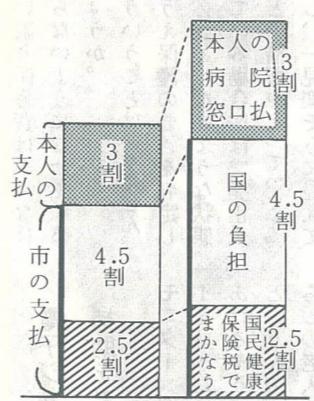
やむをえず税率アップ

国保財政の現況は

現在、大分市の人口は、32万2千人です。このうち約4分の1にあたる7万7千人が、国民健康保険に加入しています。

ところで、この国民健康保険は、病気にかかったとき、本人が病院等で、医療費の3割を支払い、残りの7割は市が支払います。

その7割のうち、4割5分は国から補助金が出ますが、あとの2割5分は、加入者の国民健



保険制度	割合
市の支払	4.5割
担保	2.5割
保険税でまかぬ	2.5割
健康保険財政の現況を、ご理解いただき、ご協力ををお願いします。	4.5割

国民健康保険税は、次の四つの合計額です。

区分	税率等	計算例	仮定	前年中の給与収入 家族(国保加入者) 51年度固定資産税額	120万円 3人 1万円
所得割額	$\text{課税所得額} \times \frac{4.46}{100}$	給与 1,200,000円 - 納稅所得控除 500,000円 - 納稅特別控除 20,000円 - 基礎控除 190,000円 = 課稅所得 490,000円 課稅所得 490,000円 × $\frac{4.46}{100}$ = 21,854円			
資産割額	$\text{固定資産税額} \times \frac{16.8}{100}$ (土地・家屋)	51年度固定資産税額 10,000円 × $\frac{16.8}{100}$ = 1,680円	税率		
均等割額	加入者 1人につき 3,480円	家族 3人 × 3,480円 = 10,440円			
平等割額	1世帯につき 4,560円	1世帯		4,560円	
合計 (国民健康保険税額)				38,530円	

※税額は15万円で打切りになります。それ以上納めなくてもよいわけです。

- 4 -

国民健康保険は、元気な時に掛金を出しておき、病気になつた時、その掛金で医者への支払が軽くてすむようにするための制度です。

その掛金である国民健康保険税の昭和51年度の税額が決まりました。

国民健康保険加入者のみなさまのお手もとには、8月18日

康保険税でまかなうことになつて います。

水道を正しく使おう

暑い日が続いている水道の使用量もまた、局地的には水道局が予測できないような水圧の変化が起こり、断水状態となる例がよく見受けられます。

水道局では、利用者に迷惑をかけないよう万全の配慮をしていますが、利用者の皆さんも不慮の水圧低下や断水に備えて次のこととに十分注意するようお願いします。

△給湯装置や冷却装置は水圧低下に対する安全器のついたものを利用して下さい。

△水道用水を池に引いて、魚を飼育したり、植物栽培をするなどして飲料用水以外に使用しているものは、断水による損

△給湯装置や冷却装置は水圧低下に対する安全器のついたものを利用して下さい。

△水道用水を池に引いて、魚を飼育したり、植物栽培をするなどして飲料用水以外に使用しているものは、断水による損

△給湯装置や冷却装置は水圧低下に対する安全器のついたものを利用して下さい。

失があつても、水道局は一切責任を負わないことになつています。

△大切な水資源ですので庭木への散水や洗車等には、ムダのないように心掛けて下さい。

みんなの公園を大切に

公園の木や花をいためたり、持ち良く利用され、はじめて意味のあるものとなります。そ

の公園の規模にあつた無理のな

い利用と公共施設の愛護に心がけ決して他の人に迷惑のかから

ないよう利用しましょう。

△不燃物は収集日の前日の夕方が収集日の当日朝8時30分までに出して下さい。それ以外の日に出されますと不法投棄として処罰されます。

1回目	2回目	場所
1日	16日	坂ノ市・丹生・小佐井・大在・川添
2日	17日	鶴崎・三佐・別保・高田
3日	20日	日岡・桃園・東大分・明治
4日	18日	津留
6日	21日	明野東・西・北・滝尾
7日	24日	荷揚・中島・住吉
8日	22日	吉野・竹中・河原内・上戸次・戸次・判田・敷戸・松岡
9日	27日	金池・長浜
10日	28日	豊府・南大分・城南
11日	25日	大道
13日	29日	春日・八幡・神崎
14日	30日	賀来・東植田・植田・宗方

△不燃物は収集日の前日の夕方が収集日の当日朝8時30分までに出して下さい。それ以外の日に出されますと不法投棄として処罰されます。

「街路樹」や「電柱」には広告物は出せません

屋外に広告物を出すときには許可が必要ですので、県土木事務所で許可を受けて下さい。

また、街路樹や電柱などの公物、その他公共施設には広告物を掲出することが禁止されています。

(大分土木事務所 **58-2141**)

△不燃物は収集日の前日の夕方が収集日の当日朝8時30分までに出して下さい。それ以外の日に出されますと不法投棄として処罰されます。

大分市青年フェスティバル

の2泊3日ですべて船中泊

△申込期限 8月24日

(福祉課・内線239)

△期間 9月4日～9月9日

△場所 市営舞鶴球場

△参加方法 (1)登録人員は監督

大分市青年フェスティバルが主催で、オレ達のまつり、第2回

△参加方法 (2)登録は監督

大分市青年団体連絡協議会の主

△参加方法 (3)登録は監督

大分市青年団体連絡協議会の主

△参加方法 (4)登録は監督

大分市青年団体連絡協議会の主

△参加方法 (5)登録は監督

大分市青年団体連絡協議会の主

△参加方法 (6)登録は監督

大分市青年団体連絡協議会の主

△参加方法 (7)登録は監督

大分市青年団体連絡協議会の主

△参加方法 (8)登録は監督

大分市青年団体連絡協議会の主

△参加方法 (9)登録は監督

△参加方法 (10)登録は監督

△参加方法 (11)登録は監督

△参加方法 (12)登録は監督

大分市工業展協賛出品

△対象 主に工業関係品

△申込期間 8月20日から9月10日まで

△申込先 市商工課工業係(内線321)

△年齢 1名、40歳以上2名、30歳～40歳未満3名、30歳未満3名を常時出場させなければならない。

△校区 在住のもので、学生、生徒、市軟式野球連盟登録選手A

△参加方法 (1)登録は監督

△年齢と、高年齢者が低年齢者

△代行はできるがその逆はできません。

△年齢と、高年齢者が低年齢者

△代行はできるがその逆はできません。

△年齢と、高年齢者が低年齢者

難病対象疾患を追加認定

県が実施している難病の特定疾患治療研究事業の対象に、今までの15疾患に加えて、次の3疾患が10月診療分から追加されます。

①脊椎小脳変性症②クローン病③難治性肝炎のうち劇症肝炎

対象疾患者に認定されると治療費の自己負担分が公費負担となりますので、これらの疾患にかかる方には、9月5日までに、氏名、疾患名等を市保健予防課へ連絡して下さい。

①脊椎小脳変性症②クローン病③難治性肝炎のうち劇症肝炎

対象疾患者に認定されると治療費の自己負担分が公費負担となりますので、これらの疾患にかかる方には、9月5日までに、氏名、疾患名等を市保健予防課へ連絡して下さい。

難病見舞金支給の申請を忘れないませんか

市では、昭和51年度難病特定疾患見舞金支給の申請を受付けています。

該当者でまだ申請されていない方は9月末日までに①住民票

②診断書③印鑑を持って保健予防課へおいで下さい。

なお県の特定疾患医療受給者証を持っている方は、診断書の代りに受給者証をご持参下さい。

△該当者 大分市民となつて1年以上的者で次の難病にかかっている者

△料金 無料 △受付時間 9時から11時30分まで

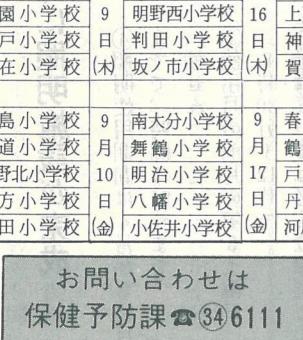
△検査を受けられない人

①著しい栄養障害に陥っている人②重症または有熱の疾病にかかっている人③まん延性の皮膚病にかかっている人

△その他 母子手帳は必ずお持ち下さい。

△ベルクリン反応検査及びBCG接種

百日咳、ジフテリア、破傷風三種混合の予防接種第Ⅰ期3回目、並びに第Ⅱ期を、表のとおり行います。対象者は近くの会場で受け付けて下さい。受付時間は14時から15時までです。



月	日	地	場	所	時	間
9月7日	9月6日	下竹中・上冬田	岩戸・花香	中城・黒仁田	中無礼・中黒岩	弓立・黒岩
9月3日	9月2日	中城・黒仁田	弓立・黒岩	高城・黒仁田	伊与床	河原・佐渡川
9月1日	8月31日	立野	豊原	高江	利光	9月3日
8月30日	8月27日	片野・居村・大興寺	ひばりヶ丘	芝居	大塔・影ノ木	9月2日
8月26日	8月23日	宮ノ原・中ノ原	光永・戸無瀬	芝居	利光	9月2日
8月21日	8月18日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	大塔・影ノ木	9月2日
8月17日	8月14日	中ノ原	光永	芝居	利光	9月2日
8月13日	8月10日	山崎秀夫氏宅	玉井七郎氏宅	芝居	利光	9月2日
8月9日	8月6日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日
8月5日	8月2日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日
8月1日	8月1日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日

竹中校区成人病検診日程

月	日	地	場	所	時	間
9月7日	9月6日	下竹中・上冬田	岩戸・花香	中城・黒仁田	中無礼・中黒岩	弓立・黒岩
9月3日	9月2日	中城・黒仁田	弓立・黒岩	高城・黒仁田	伊与床	河原・佐渡川
9月1日	8月31日	立野	豊原	高江	利光	9月3日
8月30日	8月27日	片野・居村・大興寺	ひばりヶ丘	芝居	大塔・影ノ木	9月2日
8月26日	8月23日	宮ノ原・中ノ原	光永	芝居	利光	9月2日
8月21日	8月18日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日
8月14日	8月11日	中ノ原	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日
8月10日	8月7日	山崎秀夫氏宅	玉井七郎氏宅	芝居	利光	9月2日
8月6日	8月3日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日
8月2日	8月1日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日

判田校区成人病検診日程

月	日	地	場	所	時	間
9月1日	8月31日	立野	豊原	高江	利光	9月3日
8月30日	8月27日	片野・居村・大興寺	ひばりヶ丘	芝居	大塔・影ノ木	9月2日
8月26日	8月23日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日
8月21日	8月18日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日
8月14日	8月11日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日
8月10日	8月7日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日
8月6日	8月3日	立野	トヨドサービスセンター	芝居	利光	9月2日

成人病検診

△対象 25歳以上64歳までの人が対象です。

△料金 無料 △検診内容 診察、血压測定、尿検査

△その他 検診で異常のあった人は、後日精密検査を行なうほか療養生活の指導もします。

社会福祉協議会に

香典返し寄付

(大分地区) △棚村隆正

秀雄 牧 △園田寿八

住吉▽田中タツ

田室町▽下松栄子

中島西▽橋本登

萩原▽吉川ナラエ

高松町▽平岡脩

大手町▽久保慶一

府内町▽藤田弘

高崎▽生野千代加

大道町▽後藤尚武

深河内▽佐藤敏

牧▽小田俊憲

千才

河野満▽吉田新一

細▽河野裕年

和雄 関園▽藤沢忠

鶴崎▽吉田新一

盛明 竹中

大南地区▽内田唯夫

城原

坂の市地区▽池田武男

細▽河野裕年

西鶴崎▽佐藤一夫

横尾▽渡辺

奥寺敏満▽西洲▽河野武夫

久土(以)

特志寄付

細▽河野裕年

和雄 関園▽藤沢忠

鶴崎▽吉田新一

盛明 竹中

大内▽後藤

細▽河野裕年

和雄 関園▽藤沢忠

ナイターができます

9月上旬に照明施設が完成

野球好きの労働青少年にとって待望久しかった夜間照明施設

が市営舞鶴球場に9月上旬完成します。

これは「野球をしたくてもグラウンドが取れない」「夜野球ができるような場所がほしい」という市民の要望にこたえたもの。

球場には10基の照明塔を建てます。そして球場の明るさを平均2百ルックスになります。

明るいカクテル光線の下で、野球を楽しむ、考えただけでもステキではありませんか。完成のあかつきにはどしどし利用して下さい。

なお利用する場合には次の事に注意して下さい。

〔利用方法〕

①野球チームの代表者は申込用紙に必要事項記入のうえ体育保

健課に提出し、登録済証の交付を受けて下さい。(申込用紙は

体育保健課にあります)

②登録期間は毎月10日から20日まで。(日曜・祭日は除く)

③登録できるチームは軟式野球ソフトボールに限ります。

④照明使用期間は4月から11月まで、時間は21時まで。

〔抽せん〕
①使用月の前月の第3土曜日(8時30分～12時)。
②抽せん日には必ず登録証と印鑑を持参して下さい。

〔お問い合わせ〕
市体育保健課
(☎ 0146)にして下さい。

〔使用料金〕
2時間2千円(30分増すごとに5百円)。ただし照明使用料のみで、球場使用料は従来通り。お問い合わせは市体育保健課(☎ 0146)にして下さい。

照明施設竣工記念の校区対抗軟式野球大会を開きます。

詳細は「おしらせ」の6ページをごらん下さい。



各地区での行事や話題をのべています。

夏休みこども教室』(鶴崎)
楽しい

今年で2回目のこの教室には、猿丸太夫のゆるやかなテンポのおはやしで始まる恒例の本場

毎年この大会には各町内会をはじめ各職場や企業から多数の

猿丸太夫のゆるやかなテンポの

おはやしで始まる恒例の本場

毎年この大会には各町内会を

はじめ各職場や企業から多数の

猿丸太夫のゆるやかなテンポの

おはやしで始まる恒例の本場



時まで、スポーツ、紙工作、竹細工、植物採集、郷土史研究、絵画の6コースに分かれて学ん

でいます。

竹細工コースに参加している

4年生の河野秀男君は「昨年も参加したけど、今年はコース別

なでのよけいに楽しい。竹トン

ボ、水鉄砲など学校では作るこ

とはないから」と言っています。

そこで、この素朴な伝統ある唄を後世に伝えようと、下宗方の有志が昭和49年に保存会を結成し、この唄の普及に努めています。

現在ではこの唄を後世に伝えようと、下宗方の有志が昭和49年に保存会を結成し、この唄の普及に努めています。



8月21日・22日

鶴崎踊り大会

8月21日・22日

8月21日・22日

